

## 対象事業者が保有している個人情報の件数のカウント方法について

電気通信サービスに係る保有個人情報件数については、対象事業者からの申告を基本とする。

なお、正確な件数の把握が困難な場合は、以下の方法を参考にすることができる。

### 1. 個人向けサービス 及び 法人向けサービスを提供している事業者

以下のサービスに係る保有件数を合算する。それぞれのカウント方法は以下のとおり。

#### (1)個人向けに提供しているサービスに係る保有個人情報の件数

ア. 加入電話、携帯電話及びインターネット接続サービスについては、回線数又は加入者数とする。

イ. 別契約で行うサービスについては、それぞれのサービスごとの加入者数とする。

ウ. 上記サービスごとの件数の合算においては、管理形態に応じ、重複を排除する。

#### (2)法人向けのサービスに係る保有個人情報の件数

原則、上記(1)とは別個の契約で保有している法人向けサービスの法人顧客情報の件数を保有個人情報の件数とする。

### 2. 主として法人向けサービスを提供している事業者 (電気通信サービスに係る売上高の大半が法人向けサービスであるもの)

- ・ 基本的に、上記1(2)と同様、法人向けサービスの法人顧客の数を保有個人情報の件数とする。
- ・ オプション(上記により難しい場合)として、電気通信サービスに係る年間売上高を基に売上高10万円を保有個人情報1件(個人向けサービスの1加入)として保有個人情報件数を算出することも認める。
- ・ なお、いずれの場合も、当該保有個人情報件数に対応した段階区分を適用して定額会費のみを課す。

<様式2>のサービス種目別個人情報の件数で記入を漏らしたサービス種目(事業)は、認定業務の範囲外となるのでご注意ください。

本カウント方法に関するお問合せ等は、

03 - 5907 - 3808 (電気通信個人情報保護推進センター)へお願い致します。